



目次

告 示	ページ
○高知県保護有形文化財の指定 (歴史文化財課)	1
○高知県保護有形文化財の管理団体の指定の解除 (")	1
○高知県天然記念物の指定の解除 (")	1
◎告示 (高知県保護有形文化財の指定)の一部改正 (")	1
◎告示 (高知県史跡、高知県名勝及び高知県天然記念物の指定)の一部改正 (")	1
◎告示 (高知県保護有形文化財の管理団体の指定)の廃止 (")	1

告 示

高知県告示第743号

高知県文化財保護条例 (昭和36年高知県条例第1号) 第4条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を高知県保護有形文化財に指定する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県保護有形文化財
考古資料の部

名称	員数	内容	所有者
金剛頂寺 金剛界五 仏種子板 碑	1基	現高224.8センチメートル 嘉元三年八月十八日の銘が ある	室戸市元乙 523番地 宗教法人金剛 頂寺

高知県告示第744号

高知県文化財保護条例 (昭和36年高知県条例第1号) 第6条の3第1項の規定に基づき、平成23年7月26日に指定した木造地藏菩薩立像を管理する管理団体の指定を解除したので、同条第2項において準用する同条例第6条の2第3項の規定により告示する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第745号

高知県文化財保護条例 (昭和36年高知県条例第1号) 第31条第1項の規定に基づき、昭和30年8月19日に指定した神峯神社の大樟の高知県天然記念物の指定を解除したので、同条第3項において準用する同条例第5条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第746号

令和5年11月高知県告示第736号 (高知県保護有形文化財の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

第3の37の(3)中「宗教法人宝幢院」を「香南市」に改める。
第7中

「19(1) 名称及び員数

高知城伝下屋敷跡出土木製品 35点

(2) 内容

ア 墨書木製品 (木簡を含む。) 28点

イ 斎串 1点

ウ 漆器 2点

エ 羽子板 3点

オ 井戸杵 1組

(3) 所有者

高知県

(4) 指定年月日

平成19年4月1日

を

「19(1) 名称及び員数

高知城伝下屋敷跡出土木製品 35点

(2) 内容

ア 墨書木製品 (木簡を含む。) 28点

イ 斎串 1点

ウ 漆器 2点

エ 羽子板 3点

オ 井戸杵 1組

(3) 所有者

高知県

(4) 指定年月日

平成19年4月1日

20(1) 名称及び員数

金剛頂寺金剛界五仏種子板碑 1基

(2) 内容

現高224.8センチメートル、嘉元三年八月十八日の銘がある

(3) 所有者

室戸市元乙523番地 宗教法人金剛頂寺

(4) 指定年月日

令和5年11月21日

に改める。

高知県告示第747号

令和5年11月高知県告示第740号 (高知県史跡、高知県名勝及び高知県天然記念物の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

第3中

「14(1) 名称

神峯神社の大樟

(2) 指定地域

ア 地名

安芸郡安田町塩屋森2595・2596・2597合番地

イ 区域

神社境内地 6,518坪4合7勺

(3) 所有者

神峯神社 代表者 山崎 勝義

(4) 指定年月日

昭和30年8月19日

を

「14 削除

に改める。

高知県告示第748号

令和5年11月高知県告示第737号 (高知県保護有形文化財の管理団体の指定)は、廃止する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司